埼玉県建築工事監理業務委託監督要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、埼玉県が発注する建築工事及び建築設備工事の監理業務 委託の適正、かつ、円滑な実施を推進するため、その監督について法令その他 別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(監督員の定義)

第 2 条 この要綱において監督員とは、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規 則第18号)第89条の規定に基づき、監督員として指定された職員をいう。

(監督員の任務)

第 3 条 監督員は、課(所)長の指揮、監督を受け、設計意図を十分反映し、受 注者の監理能力が最大限発揮でき、適切な工事監理が行えるよう受注者を指導 監督しなければならない。

(監督員の心構え)

第 4 条 監督員は、厳正かつ、公平に監理業務の監督にあたらなければならない。

(関係法令等の適合)

第 5 条 監督員は、監理業務を進めるに当たり建築基準法、消防法その他関係 法規等に適合するよう指導しなければならない。

(契約図書等の把握等)

第 6 条 監督員は、あらかじめ当該監理業務に係る委託契約書、委託契約約款、 工事監理仕様書(質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び共通仕様書をい う。)、検査技術基準その他関係法規等を十分理解し、監理業務が支障なく遂 行されるように努めなければならない。

(課(所)長に対する報告等)

第 7 条 監督員は、適時適切に監理業務の経過を課(所)長に報告し、その指示 を受けなければならない。

(受注者に対する指示、承諾等)

第8条 監督員が行う受注者に対する指示及び承諾等は、この要綱に定めるところにより書面で明確に行い、疑義の残らないようにしなければならない。

ただし、緊急を要する場合、監督員は、受注者に対し口頭による指示等を行うことができるものとし、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

また、監督員は、受注者と連絡を密接に行い、指示事項の徹底及び確認を図らなければならない。

(監督員の交替)

第 9 条 監督員が、監理業務完了前に交替するときは、前任者は、必要な事項を文書又は図面に明示して後任者に引継ぎ、これを課(所)長に報告しなければならない。

第2章 書 類

(整備書類)

- 第10条 監督員は、監理業務に関する次の各号に掲げる書類等を整備しておか なければならない。
 - (1) 委託業務実務要覧
 - (2) 特記仕様書、現場説明書、質問回答書
 - (3) その他課(所)長が必要と定める書類

(課(所)長に報告を要する提出書類)

- 第11条 監督員は、受注者から次の各号に掲げる書類が提出されたときは、十分その内容を検討し、課(所)長に報告しなければならない。
 - (1) 管理技術者等通知書(約款関係様式第2号)
 - (2) 監理業務計画書
 - (3) 工事監理月報(共通仕様書関係様式第5号)
 - (4) 委託業務完了通知書(約款関係様式第4号)
 - (5) 協力事務所承諾願(共通仕様書関係様式第1号)
 - (6) 履行期間延長申請書(約款関係様式第7号)
 - (7) その他必要と思われる書類

(監督員の事務)

第12条 監督員は、必要に応じて次の各号に掲げる事務を処理しなければならない。

- (1) 工事施工に関する協議、指示及び承諾に関する事項について工事現場連絡 票様式第1号)により記録すること。
- (2) 監理業務日誌及び工事監理月報の整理に関すること。

第3章 監 督

(監理内容の説明)

第13条 監督員は、受注者に対して監理業務着手前に当該監理業務の内容及び 適用すべき基準等を正確に説明し、適切な監理業務が行えるよう指導しなけれ ばならない。

(工事施工者に対する指示等)

第14条 受注者が工事施工者に対して行う協議、指示及び承認等については、 文書で明確に行わせ疑義の残らないようにさせなければならない。ただし、軽 易な事項については、この限りでない。

(設計意図の反映等)

第15条 監督員は、監理業務のうち設計意図を反映する業務については、設計 意図が十分反映できるよう指導及び協力するものとする。

(工事の変更、中止等)

第16条 監督員は、工事内容を変更し又は工事の施工を一時中止し、若しくは 打切る必要があるときは、速やかに受注者と必要な協議を行うものとする。

(検査の協力)

- 第17条 監督員は、事前に次の各号の検査の時期を伝え、検査に立会わせるものとする。
 - (1) 完成検査
 - (2) 中間検査
 - (3) 既成部分検査

(秘密の保持等)

第18条 監督員は、受注者及び協力事務所に対して、秘密の保持に関し十分な 指導監督を行わなければならない。

第4章 諸手続

(履行期間延長の事務処理)

第19条 監督員は、受注者から履行期間延長申請書が提出されたときは、速やかに、その内容を調査し、課(所)長に報告しなければならない。

(技術管理者等の変更)

第20条 監督員は、技術管理者等について監理に著しく不適当と認められると きは、理由を付して課(所)長に報告しなければならない。

(契約の不履行)

第21条 監督員は、受注者が正当な理由なくして契約の目的を達成できないお それがあると認めた場合、速やかに実状を調査し、これを課(所)長に報告しな ければならない。

附則

- この要綱は、平成 5年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。